管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前

別表(第2条、第3条関係)

組織 職員 議会事務局 事務局長 次長 課長 総務課の 管理主幹及び秘書の事務を担当す る主査 本庁 企画理事 会計管理者 部長 技 知 監 副部長 局長 担当技監 企 事 \mathcal{O} 画室の室長 首席政策監 交通政 策参事 地域振興支援室長 産業 事 廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 務 部 医師確保対策室長 雇用対策· 労働室長 競馬改革推進室長 総 局 務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務センター 所長 担当課長(部、局、室又は 課内の人事、給与又は服務に関す る事務を総括する者に限る。) 行政経営担当課長 法務私学担当 課長 人財給与担当課長 調査担 当課長 予算担当課長 管財課の 管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審查担当課長 主任主查及 び主査(部及び局の主管室課等に おいて人事、給与又は服務に関す る事務を担当する者に限る。) 総合政策部の主任主査及び主査(政策調査に関する事務を担当する 者に限る。) 秘書課の主任主査 及び主査(秘書の事務を担当する 者に限る。) 経営評価課の主任

主査及び主査(行財政改革の事務

改正後

別表(第2条、第3条関係)

	系) Total
組 織	職員
議会事務局	事務局長 次長 <u>総括課長</u> 総務
	課の管理主幹並びに人事、給与若
	しくは服務に関する事務又は秘書
	の事務を担当する <u>主任主査及び</u> 主
	查
知 本庁	企画理事 会計管理者 部長 技
事	監 副部長 局長 担当技監 企
の	画室の室長 首席政策監 交通政
事	策参事 地域振興支援室長 産業
務	廃棄物不法投棄緊急特別対策室長
部	<u>医師支援推進室長</u> 雇用対策・
局	労働室長 競馬改革推進室長 総
	務室長 総合防災室長 総括課長
	政策調査監 総務事務センター
	所長 課長及び担当課長(部、局
	、室又は課内の人事、給与又は服
	務に関する事務を総括する者に限
	る。) <u>法務私学課長</u> 給与人事
	担当課長 組織行革担当課長 調
	查担当課長 予算担当課長 管財
	課の管理担当課長 職員福祉担当
	課長 <u>指導審査課長</u> 主任主査及
	び主査(部及び局の主管室課等に
	おいて人事、給与又は服務に関す
	る事務を担当する者に限る。)
	総合政策部の主任主査及び主査(
	政策調査に関する事務を担当する
	者に限る。) 秘書課の主任主査
	及び主査(秘書の事務を担当する
	者に限る。) 総務室の主任主査
	及び主査(法務に関する事務を担

を担当する者に限る。) 総務室 の主任主査及び主査(法務に関す る事務を担当する者に限る。) 人事課の人財給与又は組織改革に 関する事務を担当する主任主査及 び主査並びに人事又は給与に関す る事務を担当する主任及び当該事 務の企画を担当する主事 予算調 製課の主任主査及び主査(財政改 革又は予算調製に関する事務を担 当する者に限る。) 管財課の主 任主査及び主査(庁舎管理に関す る事務を担当する者に限る。) 並 びに守衛長 出 広域振興局 局長 副局長 保健福祉環境技監 先 工業技術集積支援センター所長 機 工業技術集積支援センター次長 関 部長 部の室長 総務課長 [略] 地方振興局 [略] 県民生活セ [略] ンター 所長 副所長 次長 支所長 保健所 [略] 児童相談所 [略] 食肉衛生検 所長 <u> 查所</u> 環境保健研 「略] 究センター [略] 杜陵学園 [略] 先端科学技 [略] 術研究セン [略]

当する者に限る。) 人事課の<u>給</u> 与人事又は組織行革に関する事務 を担当する主任主査及び主査並び に人事又は給与に関する事務を担 当する主任及び当該事務の企画を 担当する主事 予算調製課の主任 主査及び主査(財政改革又は予算 調製に関する事務を担当する者に 限る。) 管財課の主任主査及び 主査(庁舎管理に関する事務を担 当する者に限る。) 並びに守衛長 広域振興局 局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 総務課長 [略] 地方振興局 「略] 食肉衛生検 所長 <u> 查所</u> 県民生活セ [略] ンター 所長 副所長 次長 保健所 [略] 児童相談所 [略] 環境保健研 [略] 究センター [略] 杜陵学園 [略] 工業技術集 所長 積支援セン 先端科学技 [略] 術研究セン

先

機

関

[略]

教	事	本庁	教育長 教育企画室長 学校教育		
育	務		室長 総括課長 担当課長(室及		
委	局		び課内の人事、給与又は服務に関		
員			する事務を総括する者に限る。)		
会			高校改革担当課長 人事給与担		
0			当課長 厚生福利担当課長 <u>小中</u>		
事			学校人事担当課長 県立学校人事		
務			担当課長 教育企画室の主任主査		
部			及び主査(秘書の事務を担当する		
局			者に限る。) 教職員課の人事、		
			給与又は服務に関する事務を担当		
			する主任主査、主査及び主任並び		
			に当該事務の企画を担当する主事		
			主任経営指導主事 経営指導主		
			事		
		[略]			
	教	総合教育セ	所長 企画総務部長		
	育	ンター			
	機	[略]			
	関	図書館	[略]		
		高等学校	[略]		
		[略]			
		特別支援学	[略]		
		校			
		幼稚園	園長 教頭		
	略]				
監査	委員	事務局	事務局長 総括監査監 主任主査		
			及び主査(人事、給与又は服務に		
			関する事務を担当する者に限る。		
)		
人事	人事委員会事務局		事務局長 課長 担当課長 主任		
			主査 主査 主任 主事(公平審		
			査を担当する者に限る。)		
労働	労働委員会事務局		事務局長 <u>課長</u> 主任主査及び主		
			査(人事、給与又は服務に関する		
			事務を総括する者に限る。)		
	略]				
_					

教	事		粉 去目 粉去炒目 粉去入画字目			
		本庁	教育長 <u>教育次長</u> 教育企画室長			
育	務		学校教育室長 総括課長 課長及			
委	局		び担当課長(室及び課内の人事、			
員			給与又は服務に関する事務を総括			
会			する者に限る。) <u>高校改革課長</u>			
の			人事給与担当課長 厚生福利担当			
事			課長 小中学校人事課長 県立学			
務			校人事課長 教育企画室の主任主			
部			査及び主査(秘書の事務を担当す			
局			る者に限る。) 教職員課の人事			
			、給与又は服務に関する事務を担			
			当する主任主査、主査及び主任並			
			びに当該事務の企画を担当する主			
			事 主任経営指導主事 経営指導			
			主事			
		[略]				
	教	総合教育セ	所長 総務部長			
	育	ンター				
	機	[略]				
	関	図書館	[略]			
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長			
		高等学校	[略]			
		[略]				
		特別支援学	[略]			
		校				
[[略]	I				
監査委員事務局			事務局長 総括課長 監査第一課			
			<u>の</u> 主任主査及び主査(人事、給与			
			ー 又は服務に関する事務を担当する			
			者に限る。)			
人事委員会事務局		会事務局	事務局長 総括課長 担当課長			
/ ハ エ ス ズ ム ナ 4万 /円			主任主査 主査 主任 主事 (公			
			平審査を担当する者に限る。)			
労働委員会事務局			事務局長 総括課長 主任主査及			
79 例 久 尺 ム ギ³刀 円			び主査(人事、給与又は服務に関			
			する事務を総括する者に限る。)			
 [略]						
	E- H-2					

この規則は、平成21年4月1日から施行する。